

施策No.16 良質な水の安定供給

施策の目的

対象	意図
①市民 ②水道施設	①安全で良質な水を飲むことができる ②安定的に供給される

現状

本市の飲料水の供給体制については、市公営企業として水道課が管理する上水道事業1地区（計画給水人口5,001人以上）、簡易水道事業8地区（計画給水人口101人以上5,000人以下）、福祉事務所が管理する簡易水道事業1地区、寄宿舍や福祉施設など居住人口101人以上の自家用の専用水道6箇所、地元で管理する10人以上100人以下の飲料水供給施設の小規模水道25地区となっています。そのほか、井戸水や湧水を使用する個人と、届出をしていない飲料水供給施設からも供給されています。

伊佐市上水道事業による水源については、大口地区6水源地（4深井戸、2湧水）と菱刈地区7水源地（7深井戸）であり、全水源地ともに水量も確保され、水質も良好に保たれています。このため、水道水の臭いの原因となっている次亜塩素の投入が少なく、次亜塩素の濃度値（国の規定0.1mg/ℓ～1.0mg/ℓ）が年平均0.25mg/ℓと安定しており、多くの人がおいしいと感じる飲料水が供給されています。

有収率²⁰については、平成21年度において93.9%であり、県平均の88.6%を超えています。

水道事業の運営については、計画的に老朽管の更新や施設の維持管理に努め、利益剰余金を出しており、経営的に概ね安定しているといえます。

近年、上水道の普及率が伸びていませんが、その要因として、集落が点在していることや各々が自家水を利用できる状態にあること、上水道以外の自家水や飲料水供給施設等にたよる家庭が多いことが考えられます。

今後の状況変化

- ・人口減少に伴う給水人口の減少が予想されます。
- ・現在の水道事業の経営状況は安定していますが、景気低迷や天候不順などの影響により、利用量の減少に伴う料金収入の減少が見込まれます。

課題

- ・上水道の計画的な整備を行う必要があります。
- ・高い有収率を維持するために、漏水箇所等の早期発見や整備を実施する必要があります。
- ・飲料水供給施設については、飲料水に適した設備であるか、改善が必要でないかを把握する必要があります。
- ・上水道事業以外の飲料水供給施設などの小規模水道施設においても、安全な飲料水が確保される必要があります。

第4章 基本計画 政策3：自然と調和した快適な生活空間づくり

～施策の方針～

健全な水道事業の経営と水道施設・設備の計画的な改修、更新など適切な維持管理を推進します。また、飲料水供給施設の改善を図り、安全で安定的な上水道の確保に努めます。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値 ()は成り行き値
A 上水道の普及率	79.4%	82.0% (79.5%)
B 断水の年間発生件数	11件	8件 (13件)
C 有収率	93.9%	95.0% (94.0%)
D 水質検査基準を満たしている水源地数/水源地数	100%	100% (100%)

目標設定の考え方

- A：上水道の普及率は、人口減少に伴い給水人口の実数は減るものの、率としては現状で推移すると予想し、平成27年度における成り行き値は、平成21年度水準で推移すると見込みます。目標値は、平成26年度完成予定の山野水源地の整備により3%程度の増加を見込み、82.0%をめざします。
- B：断水の年間発生件数は、過去2年は減少していますが、施設の老朽化により微増すると予想し、平成27年度における成り行き値は、13件を見込みます。目標値は、平成21年度現状値に対し2割程度減少させ、8件をめざします。
- C：有収率は、現状が既に高い水準であると考えられるため、今後も維持されると予想し、平成27年度における成り行き値は、平成21年度水準で推移すると見込みます。目標値は、成り行き値よりもさらに1%向上させ、95.0%をめざします。
- D：水質検査基準を満たしている水源地数は、平成21年度が100%と高い水準であり、平成27年度における成り行き値・目標値ともにこの水準を維持することをめざします。

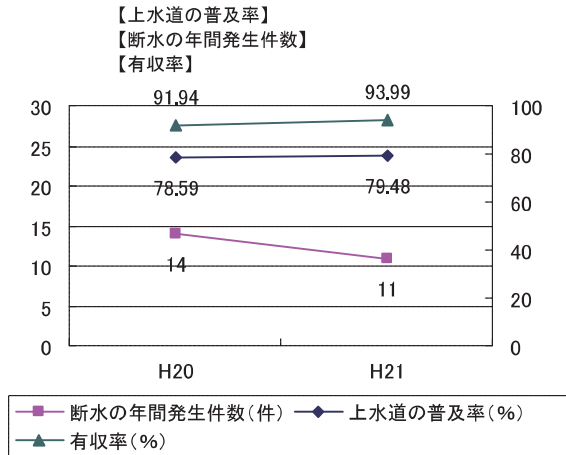
目標達成に向けた基本的な取組

- 計画給水区域内の上水道の利用促進や新規整備による給水区域の拡大をめざします。
- 計画給水区域内の上水道及び簡易水道について、計画的に老朽管を更新し漏水件数を減少させ安定的な供給に努めます。
- 水道事業会計については、これからも安定した事業経営を持続します。
- 様々な水源について、今後も水質基準を満たすよう原水及び浄水の水質検査を定期的に行います。
- 計画給水区域以外の簡易水道施設の運営支援を引き続き行います。飲料水供給施設については、管理する地元組合に安全な飲料水の確保に努めてもらうとともに、老朽化し改善が必要な施設については、公平性も考慮しながら市としての関与について検討していきます。

第4章 基本計画 政策3：自然と調和した快適な生活空間づくり

協働による市民と行政の役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○市民や事業所は、水道料金を納期限内納入します。 ○家庭や事業所の節水に努めるとともに、漏水と修繕箇所 の早期発見に努めます。 ○自家水や飲料水供給施設等の利用者は、施設の適切な維持管理・運営を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設を適正に維持管理し、安全な水道水を安定的に供給します。 ○効率的な事業運営を行い、水道事業の健全経営を維持します。 ○計画給水区域以外の飲料水供給施設等に対する助言・指導を行います。



公園の水道施設

²⁰ 有収率：有収率とは、総給水量（水道水の全水量）と有収水量（料金として収入のあった水量）との比率のことです。有収率＝有収水量÷総給水量×100